

福井県条例第 号

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例（令和6年福井県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）</p> <p>第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）</p> <p>第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

議員の産前産後期間に係る欠席届の対象の見直しに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。